

岐阜県立多治見北高等学校同窓会東京支部会則

第1条(名称)

本会は岐阜県立多治見北高等学校同窓会東京支部と称し、事務局を首都圏に置く。

第2条(目的)

本会は、会員相互の親睦をはかり、本部との連繫をとり、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条(会員)

本会は、下記の会員を以って組織する。

通常会員 岐阜県立多治見北高等学校の卒業生であって東京周辺に
在住する者、勤務する者。

(中途退学者で、役員会にて承認をうけた者を含む)

特別会員 岐阜県立多治見北高等学校の旧職員であって東京周辺に
在住する者、勤務する者。

第4条(役員)

本会に下記の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	3名以上 9名以内
庶務会計	若干名
理 事	各期より若干名
監 査	1名

- 1) 会長及び副会長は、総会において選任する。
- 1) 理事は、各期から選任する。理事が転居等で職務を遂行できない事態が生じたときは、後任者を決めて事務局に連絡するものとする。この手続きがなされないときは、役員会から委嘱することもできる。
- 1) 庶務・会計及び監査は、理事の中から会長が委嘱する。
- 1) 役員の任期は総会から3年間とし、再任を妨げない。但し、会長及び副会長は2期6年を限度とする。

第5条(役員の任務)

- 1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 1) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
その順位は年齢によるものとする。

- 1) 理事は、各期を総括して事務局との連絡をはかり、併せて必要に応じて役員会を援助する。

- 1) 庶務・会計は、庶務・会計に関することを、監査は、会計監査をそれぞれを行う。

第6条(役員会)

役員会は、会長、副会長、庶務・会計、理事、監査を以って組織する。

役員会は、会長が適宜開催し、会全体の会務運営に関して協議決定する。

第7条(事業)

本会は、下記の事業を行う。

- 1) 会員名簿の管理。
- 1) 会報の発行。
- 1) 総会の開催。
- 1) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第8条(会計)

- 1) 本会の経費は、年会費、寄付金を以ってこれに当てる。
- 1) 年会費は、一般2,000円 学生0円とする。
- 1) 予算、決算は総会において報告するものとする。
- 1) 会計期間は、10月1日より翌年9月30日までとする。

第9条(顧問)

- 1) 本会の円滑な運営を図るために顧問を数名置くことができる。
- 1) 顧問は会長の推薦に基づき、理事会の決定により就任する。

第10条(付則)

- 1) 会員は、身分、居所等に移動を生じた際は、事務局に通知連絡をするものとする。
- 1) 会則の変更は、総会の決議を経るものとする。

この会則は平成11年10月1日から適用する。(平成11年11月1日総会で承認)

この会則は平成17年10月1日から適用する。(平成17年11月12日総会で承認)
ただし年会費については平成18年10月1日から適用する。

この会則は平成20年10月1日から適用する。(平成20年11月15日総会で承認)

この会則は平成24年10月1日から適用する。(平成24年11月17日総会で承認)